

大阪市告示第1320号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年10月5日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和8年10月19日（月）	
	令和8年10月26日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年10月5日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時00分 まで
	令和8年10月13日（火）	
	令和8年10月19日（月）	
	令和8年10月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年10月3日（土）から 同月4日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年10月10日（土）から 同月11日（日）まで	
	令和8年10月17日（土）から 同月18日（日）まで	
	令和8年10月24日（土）から 同月25日（日）まで	
	令和8年10月31日（土）	

大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 8 年10月 1 日（木）から 同月 2 日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年10月 3 日（土）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時まで
	令和 8 年10月 4 日（日）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 8 年10月 6 日（火）から 同月 7 日（水）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年10月 8 日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 3 時45分 まで
	令和 8 年10月 9 日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年10月10日（土）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 8 年10月11日（日）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年10月12日（月）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 8 年10月14日（水）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで

	令和 8 年10月15日（木）から 同月16日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年10月17日（土）から 同月18日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 8 年10月20日（火）から 同月22日（木）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年10月23日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 1 時30分 まで
	令和 8 年10月24日（土）から 同月25日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 8 年10月27日（火）から 同月29日（木）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年10月30日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 1 時30分 まで
	令和 8 年10月31日（土）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）